

建築物の適合率について

<届出および適合状況>

資料 3 - 2 「福祉のまちづくり条例に基づく届出状況」のとおり

<届出に対する適合状況調査>

○調査対象期間

平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に受理した届出書及び通知書（調査票様式は資料 3 - 3 のとおり）

【対象件数】

建築物報告件数：232 件（うち複合用途 27 件）

小規模建築物報告件数：37 件（うち複合用途 1 件）

その他：1 件（建築物と小規模建築物の複合用途）

○調査機関

15 行政庁

建築安全センター：4センター（3センター、1 駐在）

特定行政庁：11 市（特定行政庁 12 市のうちさいたま市を除く。）

○スケジュール

- ・ 5 月 23 日・・・文書にて調査依頼
- ・ 7 月 9 日・・・調査回答締め切り
- ・ 7 月～・・・調査分析等
- ・ 福祉のまちづくり推進協議会において調査結果について報告予定

福祉のまちづくり条例に基づく届出状況

資料 3 - 2

「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）」を平成20年7月8日に公布、平成21年4月1日より施行している。

◇ 埼玉県福祉のまちづくり条例届出等件数一覧（建築物・小規模建築物）

H26. 3. 31時点

	届出		通知		合計	
	合計	小規模	合計	小規模	合計	小規模
H 7	—	—	—	—	—	—
H 8					2,033	
H 9					1,848	
H 1 0					1,541	
H 1 1	1,273		293		1,566	
H 1 2	1,268		269		1,537	
H 1 3	1,179		202		1,381	
H 1 4	1,012		173		1,185	
H 1 5	976		191		1,167	
H 1 6	1,111		194		1,305	
H 1 7	1,252	(190)	125	(5)	1,377	(195)
H 1 8	1,163	(204)	135	(1)	1,298	(205)
H 1 9	836	(136)	122	(0)	958	(136)
H 2 0	736	(98)	96	(0)	832	(98)
H 2 1	639	(69)	128	(1)	767	(70)
H 2 2	836	(52)	114	(0)	950	(52)
H 2 3	858	(108)	148	(6)	1,006	(114)
H 2 4	962	(111)	128	(0)	1,090	(111)
H 2 5	1,083	(120)	119	(1)	1,202	(121)
合計	15,184	(1,088)	2,437	(14)	23,043	(1,102)

処理件数	適合件数	適合率
—	—	—
1,917	881	46.0%
1,712	801	46.8%
1,487	534	35.9%
1,491	527	35.3%
1,433	563	39.3%
1,314	483	36.8%
1,126	362	32.1%
1,089	363	33.3%
1,166	358	30.7%
1,158	411	35.5%
1,119	387	34.6%
811	290	35.8%
773	250	32.3%
687	260	37.8%
771	243	31.5%
888	250	28.2%
1,018	295	29.0%
1,103	287	26.0%
21,063	7,545	34.8%

※平均値

適合証		BF法 認定件 数
適合証	プレート	
—	—	7
131		6
58	18	14
186	67	6
222	65	11
266	70	13
201	72	5
192	80	6
165	66	12
172	91	20
158	68	20
163	73	17
131	44	13
76	25	11
97	44	3
114	77	6
82	36	16
130	44	9
87	39	7
2,631	979	202

※変更含む

- ※ 適合率は、処理件数に対する適合件数の割合である。
- ※ 整備基準の適用のない届出は、処理件数及び適合件数に含める。
- ※ 変更（名義）届は、処理件数に含め、適合不適合の対象とする。
- ※ 申請取下げ等がなされた場合は、処理件数に含めないものとする。
- ※ H 1 7 から、さいたま市は適用除外である。
- ※ 小規模は内数である。

集計表(単独用途)

資料3-3

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
建物用途	用途										
	別表第3第1号の分類										
新築等の区分											
整備対象床面積											
全体床面積											
適合判定											
整備箇所等	整備項目										
1 利用円滑化経路											
(1) 利用円滑化経路の確保	ア										
	(ア)										
	(イ)										
	(ウ)										
	イ										
	(ア)										
	(イ)										
	(ウ)										
	ウ										
	(ア)										
	(イ)										
	(ウ)										
	エ										
	オ										
	カ										
(2) 利用円滑化経路を構成する出入口	ア										
	イ										
	(ア)										
	(イ)										
(3) 利用円滑化経路を構成する廊下等(共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。)	廊下等										
	ア										
	イ										
	ウ										
	(ア)										
	(イ)										
	(ウ)										
	エ										
	オ										
	カ										
(4) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	傾斜路										
	ア										
	イ										
	ウ										
	エ										
	オ										
	カ										
	キ										
(5) 利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー(共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く。)	エレベーター										
	ア										
	イ										
	ウ										
	(ア)										
	(イ)										
	(ウ)										
	エ										
	(ア)										
	(イ)										
	オ										
	カ										
	キ										
	ク										
	ケ										
(6) 利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー(共同住宅又は寄宿舍に設けられるものに限る。)	エレベーター										
	ア										
	イ										
	ウ										
	(ア)										
	(イ)										
	エ										
	(ア)										
	(イ)										
	(ウ)										
オ											

